

京都大学	博士（文学）	氏名	西 真輝
論文題目	秦漢代官僚制における属吏層の研究		
<p data-bbox="209 434 456 465">（論文内容の要旨）</p> <p data-bbox="193 481 1382 566">本論文は、秦漢代官僚制における属吏層の性格を検討し、秦漢代官僚制、ひいては中国官僚制のよりの確な理解を目指したものである。</p> <p data-bbox="193 584 1398 831">分析の軸としては行政学の知見をさらに発展させた形で、官僚組織の統合における四形態、すなわち集権的・主観（人格）評価的なヒエラルキー組織、集権的・客観（数値）評価的な成果主義型組織、分権的・主観（人格）評価的な情報共有型組織、分権的・客観（数値）評価的な機能特化型組織の4形態を提示し、この統合形態による分析を目指した。</p> <p data-bbox="193 848 1382 987">史料としては伝世文献のほか、近年量・質ともに豊富となっている出土文献史料を全面的に用いたほか、さらに伝世文献の記述を批判的に検討し、場合によっては現存しない原史料の記述を推測するなど野心的な試みを行った。</p> <p data-bbox="225 1005 644 1037">以下、本論文の要旨を述べる。</p> <p data-bbox="193 1055 1382 1834">第一章では、2022年に公開された張家山三三六号漢墓出土漢簡「功令」を検討し、前漢代文帝期の属吏層における官僚組織の統合形態について検討する。まずは「功令」自体の位置づけを、先行研究を参照しつつ論じた上で、「功令」にみえる多くの官僚組織運営に関する規定について、原則規定と例外規定という二つの側面に分けて論じた。そして検討の結果として、原則規定を概ね三つの特徴へと収束させる。一つめは「通課」の原則、二つめは「史系属吏」の原則、そして三つめが「爵一官」対応の原則である。この三つの原則は、前漢代官僚組織の統合形態を、集権的かつ客観的（数値）評価の方向、すなわち成果主義型組織へと強力に突き動かすものであった。こうした成果主義型組織の原則をもって「功令」による運営は行われていた一方、それぞれの原則についての例外規定も、主に官吏の側からの実務的な要請によって獲得されつつあった。これらの例外規定はおおむね分権的かつ主観的（人格）評価へと組織の統合形態を向かわせるものだったと言ってよい。前漢代文帝期の官僚組織は、このような原則規定と例外規定が常に綱引きを繰り返しながら統合されている組織であった。そこで第二章以降において、秦漢代の官僚制の成長過程を検討し、主にこの三つの原則規定がどのように発生し、どのように発展してきたのかを検討する。</p> <p data-bbox="193 1852 1382 1937">第二章では、春秋期の秦における官制を、主に『史記』および『左伝』を材料として検討する。</p> <p data-bbox="193 1955 1350 2040">第一節では戦国秦における法整備の淵源かにみえる、『史記』秦本紀にある「三族」と「夷」という二つの語を中心に検討する。</p>			

第二節では、「大庶長」の語を中心に検討し、春秋中期までの秦制には庶長が見いだせず、公を除いた最高権力者と目される存在として右大夫がみえること、そして右大夫の消滅と同時に庶長が登場し、さらに戦国前期の左庶長制へとつながることを述べた。なお、大夫制は異姓世族、庶長制は同姓世族を象徴していたものと思われるが、それぞれの内実について詳しく検討する材料は存在しない。

第三節では、春秋期の秦における県を設置について検討し、新たな出土史料によって戦国県と接続されるかにみえた秦の春秋県は、その史料を詳細に検討するとやはり戦国期との関連が希薄であるとみなせること、また春秋期のこととしてみえる内史にはその史実性が認められないことを述べた。

概して言えば、春秋期の秦は、戦国後期の法整備・官僚制整備が進んだ秦との関連は極めて薄く、関連があるかに思われる記事は基本的に後代の仮構であったと結論付けた。

第三章では、続く戦国期の秦について、孝公期までを検討する。

第一節では、厲共公期から簡公期までについて検討し、厲共公はかなりのところ国君専権体制を志向した秦公であり、また当時の情勢がそれを後押ししていたこと、しかし厲共公の死後には体制の不安定化が生じ、世族の抗争と復権があったことを述べた。従来画期とみなされていた簡公については、その基礎にある『史記』の記述に問題があり、簡公を画期とみることにはかなり難しいのではないかと推測した。

第二節では、献公期までについて検討した。軍功報奨制そのものは献公より以前の恵公期にさかのぼるが、それは世族支配体制の上に構築されたものであって、そうした体制が基本的には献公期まで継続していたことを述べた。

第三節では孝公期について検討した。まず、孝公期の変法者としての商君はすでに解体されていたが、筆者はさらなる解体を試み、商君を「公孫壯」と「衛鞅」の二人の人物に分離した。その上で史実の衛鞅について検討し、衛鞅は魏の西河地域北部防衛担当者であり、一度秦に附いたもののほぼ10年にわたって魏秦両属の姿勢を取り、最終的に秦に服属した人物であると推測した。この衛鞅によって秦には魏制であったところの官僚制が一举に導入され、また軍功爵制も孝公期に、秦従来の官制を変質させる形ではじまった。

概して言えば、従来の孝公期における変法者たる商君像はすでに完全に解体し得たが、新たに立ち現れてきた衛鞅はやはり秦にとって重要な画期をもたらしたと思われる。そして、それにもまして特筆すべきなのが孝公の英邁さであり、その後の強大な秦を形成する上で孝公期はやはり画期であったとみなす。

第四章では戦国孝公期から前漢文帝期までにおける佐史の変遷を通じ、秦漢代官僚制における属吏層の形態について考察した。

第一節では漢代の佐史について確認し、漢代の佐史が末端官吏の総称、また官秩の名称であり、その内実は佐のみ、また史のみであることが多かったとした。

第二節では戦国から統一秦代の佐史について検討し、佐と史の並列が佐史の基本形態であったとした。

第三節では秦代における佐と史のそれぞれについて検討し、佐は実務を、史は文書作成をおおむね担当しており、またその昇進経路がかなりはっきりと分かれていたことを述べた。また佐史には「冗」と「更」があり、佐史の中に複数の待遇が存在していたとみられる。

第四節では第三節で述べたような秦代佐史の形態がどこから来たものかを考察し、第三章で述べた孝公期における魏制の導入により、すでに佐と史が揃った状態で秦の佐史が初期的に発生し、世襲の史・トと徐々に同化しつつあったとした。

第五節では秦代佐史の変容について考察し、佐史においては佐と史の区別が失われ、ほぼ同じ業務を遂行するようになっていたこと、そしてこうした状況は佐史のみならず、より上位の令史・令佐にまで広がりつつあったことを述べた。

こうした佐史の状況は、前漢代に入るとより顕著となり、伝世文献に現れるような佐史の姿が形成されるのであるが、一方で令史については統一秦代より厳しい任用規定が行われるようになり、また令佐が消滅することで、「功令」にみえるような史系属吏の原則が成立していたものである。

第五章では戦国末期から統一秦代にみられた新地について、その時期と性格について述べた。

新地については先行研究の理解が錯綜しており、第一節ではそれぞれの先行研究が発表された当時の史料状況を参照しつつ、その展開を明らかにした。

第二節では戦国末期にみえる郡についてそれぞれ検討を行い、始皇十六年の記事までは新地とみなしがたいことを述べた。

第三節では主に始皇十七年（前230年）に置郡された潁川郡および始皇十九年（前228年）に置郡された清河郡について検討し、それぞれ初期には新地であったが、始皇二十四年（前223年）前後には新地とみなしがたい記事があることによって、一時期に新地であった郡がその後新地でなくなることを具体的に論証し、潁川郡の置郡をもって新地制度の開始とみた。

附章では、属尉佐について検討した。属尉佐は郡の属吏であるが、その性格については従来明らかでなく、その断句についても諸説あったものであり、断句の問題および地位の問題について検討した。ただし、属尉佐については第一章で検討したところの「功令」に多くの情報がみえているが、この附章を執筆した当時であっては参照できなかったものであり、行論には不足がある。よって附章とした。

(論文審査の結果の要旨)

秦始皇帝の天下統一(221BC)から清朝宣統帝の退位(1912)までの2000年あまり、中国では、皇帝が官僚を用いて集権的に人民を支配する専制国家が持続した。中国専制国家は自らを「中華」とし周辺諸民族を「四夷」とみなす「中華帝国」であった。「中華帝国」のもとで培われた政治文化は21世紀の現代に至るまでその痕跡をとどめている。

官僚制は、中国専制国家を理解する鍵であり、したがって官僚制の起源は、中国古代史研究の最重要課題の一つであった。とはいえ、官僚制の起源論的研究は、秦孝公期(361-338BC)の商君変法に対する研究が一定の成果を得たものの、史料的制約から、実質的には前漢武帝期(140-87BC)以降を対象とせざるを得ず、戦国から前漢初期における官僚制の実態はほとんど不明のままであった。こうした状況に転機をもたらしたのは、睡虎地秦簡の公刊(1976)である。秦律十八種をはじめとする法制文書群の出現は、それまでとは比較を絶する高い解像度で、秦始皇帝(246-210BC)初年の法制の実態を解明することを可能にし、秦漢時代に「奴隸制」の存在を検証するなどといった過分に巨視的な、唯物史観に基づくそれ以前の秦漢史研究を決定的に陳腐化させた。

睡虎地秦簡に加え、秦始皇統一期(221-210BC)の龍崗秦簡(1997)、張家山247号墓漢簡(2001)の二年律令(呂后二年186BC)、嶽麓書院秦簡(2015-2022)の秦律令(秦統一期)・張家山336号墓漢簡(2022)の功令・漢律十六種(文帝二年178BC~七年173BC)の公刊によって、戦国秦→統一秦→前漢初期の法制の変遷を通時的にたどることが可能となり、加えて、秦統一期の行政文書群たる里耶秦簡(2012-2015)の公刊により、秦統一期に関する研究条件が飛躍的に高まった。

本論文は、こうした趨勢をふまえつつ、秦漢官僚制の末端に位置する「属吏」の実態の解明を試みるものである。

本論文は、序章・本論五章・附章・終章より成る。〈序章 秦・前漢代官僚制の位置〉は、論文全体の課題を提示した上で、分析の枠組みとして官僚組織の理念型としての四形態を提示する。行政学の最新の知見をも取り込んだ議論が展開されており、中国古代史のみならず、歴史学分野一般における官僚制研究に裨益するものである。

〈第一章 張家山三三六号漢墓出土漢簡「功令」にみえる文帝期の官僚組織形態〉は、張家山336号墓出土「功令」を分析する。「功令」の原則規定として「通課」「史系属吏」「爵-官の対応」を抽出した上で、これらは集権的かつ客観的(数値)評価に基づく成果主義型組織を志向したが、官吏の実務的要請から例外規定が設けられ、それは分権的・主観的(人格)評価に基づく情報共有型組織を志向したとする。武帝期以降の官僚制研究を展望させる議論である。

〈第二章 秦代官僚制の発生—春秋期—〉〈第三章 秦代官僚制の発生—戦国孝公期まで—〉:簡牘史料の出現による研究の飛躍的展開は上述の如くだが、実のところ、前3世紀半ばの睡虎地秦簡以前の出土文字資料は零細かつ孤立的であり、前3世紀半ばの前後で研究の断絶が深刻化している。第二章・第三章は、この断絶を克服すべく、传世文献に基づ

き、前 8 世紀に遡って秦代官僚制の起源を追求するものである。

〈第四章 秦漢代における佐史の変質〉は、『漢書』百官公卿表「吏員自佐史至丞相，十二萬二百八十五人。」に官僚機構の末端として見える「佐史」の推移を論ずる。まずは、漢代の「佐史」が末端官吏の総称あるいは最低級の官秩の名称であり、官府に属する佐史は実際には佐・史のいずれかであったことを確認する。ついで戦国・統一秦においては官府に佐・史の双方が属していたこと、佐は実務を史は文書作成を担当し、昇進経路も異なっていたこと、また佐史には「冗」「更」といった複数の待遇が存在したことを確認する。ついで佐史が孝公期における魏制の導入で発生し、世襲の史・トと同化していったこと、統一秦では佐・史の業務上の区別が失われていったことを確認する。

〈第五章 秦代新地の時期と性格〉は戦国末期から統一秦代に見える「新地」を分析する。「新地」が始皇十七年（230BC）に設置された潁川郡に始まることを確認した上で、潁川郡および始皇十九年（228BC）に設置された清河郡について検討した結果、「新地」として設置された郡が、のちに「新地」でなくなることを確認する。

本論文において評価すべきは、第一に、中国官僚制の総体的な把握を志向する巨視的な問題設定である。〈序章〉における官僚制モデルの提示は、中国史に限らず歴史研究に一般的に応用しうるものであろうし、〈第一章〉の集権的・客観的評価と分権的・主観的評価の拮抗、あるいは〈第四章〉の「佐史」の区別の消失などは、前漢中期以降の官僚制の推移を考える上で、示唆に富む論点を提供している。また、簡牘史料に躊躇することなく、〈第二章〉〈第三章〉において、敢えて伝世文献に基づき、秦の官僚制の起源論的議論を意欲的に進めたことも、近年のとくに若手の研究傾向に猛省を促すものとして高く評価される。

第二に指摘すべきは、先行研究の整理の巧妙さである。新史料が次々に出現する戦国末期～前漢初期の研究において、個々の先行研究は、それがなされた時点での史料状況を把握した上で、評価されねばならない。当然の作業なのだが、膨大な新史料が応接の暇無く出現しつつある現状において、この作業は決して容易ではなく、議論の混乱が生じている。そうした意味で、〈第五章〉は、研究史整理の模範を提示するものといえよう。

もとより、個々の資料の解釈には議論の余地もあり、率直に言って不十分な行論も散見するが、そのことは、本論文の価値を本質的に損なうものではなく、今後の研究課題を提起したものとして積極的に評価したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2024年2月13日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。